

「旧暦か新暦のどちらでやつていたか思い出せないが、十月か十一月の二十三日であつたと思う。」

おぶつく（団子のようなもの）をもらった記憶がある」

という。

県内でこれまでに確認された月待塔に刻まれている建立の月日を調べてみると、最も多い月が十一月であることが分かる。このことから本祭りの行われた月は、十一月の可能性が高いものといえる。

十 おわりに

本二十三夜堂は、明治という比較的新しい時代の再建建物であるが、県内に残る数少ない月待信仰の堂宇として極めて貴重なものといえる。それゆえに、その構造の記録を中心に据えて述べてきた。寺院に付属する堂宇が現存するか否か、またどのようなものか不明なためそれらと比較検討することはできなかつたが、特に今回は、寺院が主体となつて行つたものではなく、一地域で維持され行なってきた月待信仰の堂宇の実態を明らかにすることができたものと考えている。そして本例だけであるが堂宇で行われた月待信仰では、念仏などが唱えられていなかつた可能性を窺うことができる。しかし、これ以外に県内各地には、月待信仰の本尊の「二十三夜」あるいは「月天子」などの文字や図像のかかれた掛軸が伝わつており、これらを中心に行なわれた地域も多々みられるわけであり、いずれこれらとの様に同じで、どの様に違うのか比較検討しなければならないことはいうまでもなく、比較検討のできることを楽しみに今後の課題としておきたい。

最後に、調査に際して清雲俊元・下田けさの・土屋宝秀・橋爪喜義・柳沢正弘・阪本文雄・石川新次・依田武文氏にご援助、ご教示を賜つた。厚くお礼申しあげたい。

註・参考文献

一 桜井徳太郎 「月待」『日本歴史大辞典』 昭和三七年。

二 摘稿 「山梨県における月待信仰について—特に石造物の展開を中心として—」『研究紀要』九 十周年記念論文集 平成五年 山梨

県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター
心として—』『研究紀要』九 十周年記念論文集 平成五年 山梨

『研究紀要』一五 平成十一年 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵

文化財センター
文化財センター

『研究紀要』一五 平成十一年 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵

文化財センター
文化財センター

三 野沢昌康・手塚寿男 『秩父街道』山梨県歴史の道調査報告書第二集 昭和五九年 山梨県教育委員会
四 児玉幸多監修 『甲州道中分間延絵図』第三卷、第六卷 昭和六一年 東京美術

五 塩山市文化協会 『塩山市の石造美術』 昭和五八年

六 塩山市 『塩山市史』文化財編 平成八年

七 桜井徳太郎編 『民間信仰辞典』昭和五五年

八 角川書店『角川日本地名大辞典』一九 山梨県 昭和五九年

替えはあつたとしても墨書にかかれた時期に近いものと考えてよいであろう。

以上のように瓦あるいは壁などの状況からみても、本堂宇の再建時期として墨書に記された「明治廿六年」は、動かしがたい事実といえよう。

八 周辺の月待塔との関連

この地域においても前に述べたように、江戸時代になると月待信仰に関わりをもつ石造物がみられるようになる。塙山市域で確認される近世月待塔は、これまでのところ上栗生野井後田、上萩原神戸、下萩原北組、上竹森西山の四基である。また、上於曾地区の橋爪喜義氏方には、代々二十三夜と言い伝えられている石祠がみられ、下塙後七五三木永念寺には二十三夜仏がみられる。この地域は、県内における二大分布地域以外の地域にあるが、それ以外の地域としては比較的多く、またまとまつて確認できる地域といえる。

これらの近世月待塔は、井後田のものが自然石碑面型、残り三基が自然石型で、造立年代は北組のものだけに確認できる。明治三十三年のもので、近世月待塔の中でも非常に新しい時期のものといえる。残りの年号のみられないものも、県内の月待塔の形式からすると、比較的新しい時期に属するものである。すなわち自然石型は、国中地域では一七四〇年以降、自然石碑面型が一八二〇年以降にみられる形式である。なお、「二十三夜」と刻まれているか否か不明であるが、永念寺の二十三夜仏には、延宝三年（一六七五）の銘がみられる。この二十三夜仏からすれば月待信仰のこの地域への流入は、江戸時代の前半を考へることができる。しかし、月待塔の形式からすれば江戸時代後半以降、さらに圧縮すれば江戸時代末ころから明治時代に入ったころの時期に盛んに行われたと考えるのが無難のようである。

本二十三夜堂の初現は、以上のような周辺地域における状況を考えれば、先の言い伝えの年代よりもむしろ二十三夜堂の再建された時期を多少逆上する程度であり、遙かに逆上るものとは考えにくいのである。言い伝えを生

かせば、供養堂として建立されたものが何時の時期にか、二十三夜堂として使われるようになつたものとみるべきであろう。石造物や二十三夜堂からは、江戸時代末から明治年間ころに盛んに行われていたと考えておきたい。そしてその行事は、その後、下田さん、土屋さんの記憶に残っているように、昭和の前半代あたりまで続いていたのではないかと思われるのである。

九 二十三夜堂での行事形態

月待信仰の具体的な行事（祭り）形態は、どのようなものであつたのであろうか。信仰が途絶えて時間の経過する中で、記憶から忘れ去られようとしている今日である。先ほどの三富村徳和地区のものは、「宿」を信仰の場所とした一例であるが、忘れ去られようとしている中でたとえ僅かな記憶としても貴重な資料と言えるものである。同様に「宿」以外での行事形態について、「お堂」を使った信仰形態を知るうえで断片的な僅かな資料であつても、記録する意義には大きなものがあろう。幸に本堂宇の信仰形態について、近所で現在まで暮らしている下田けさのさんから次のような話を伺えた。

「このお堂は二十三夜堂と呼ばれている。

こここの地区では、毎月二十三日の夜にお祭りが行われ、さらに一年に一回本祭りが合わせて行われていた。

しかし、本祭りの時期がいつだつたのかは覚えていない。

お堂の中の棚の前当たりに提灯が二個掲げられていたが、それが毎月の祭りにもあつたのか、本祭りだけにあつたのか思い出せない。

夕方から、夕飯を食べて寄つてきて、お祭りをした。

お経は唱えていなかつたと思う。
お団子のようなものを貰つた記憶がある。」

という。

この本祭りの行われた時期について、土屋宝秀さんに伺つたところは次のようにある。

した」ことがあつたといふ。麦藁屋根と瓦屋根とでは下地の構造が全く違うことから棟木の墨書の書かれた時期が再建時に書かれたものか、あるいは瓦屋根に変えられた改築時に書かれたもののか断定できない状況といえる。だが、下田けさのさんは「改築は屋根と壁のみであつた」とも記憶しているということであつた。そしてこの改築を受けていない部位から次のようないかで墨書が確認された。

「東山梨郡

三富村

小字徳和

大工 柳沢正康

明治廿六年 一月二十一日

この内容の墨書は、改築の手の入つていないと考えられる本尊を安置する棚の床板の下面から確認された。この部位は無理やりのぞき込まなければ見れない所であるが、ここから墨書が確認されたものである。そしてその書き方は、床板の広い方の一枚に渡つて書かれているものである。また、その内容も年号ばかりでなく、月日まで細かく記されたものであり、かつ堂宇を建てた大工名まで記されているものである。このような子細な内容については改築時では不可能と考えられるものであり、このことからすれば明治二十六年に再建されたことは、まず搖るぎない事実として確認できるものといえるのである。棟木の墨書内容についても瓦屋根・麦藁屋根の問題は別としても、その造られた時期については極めて高い信憑性がもてるものといえよう。

瓦の年代についてさらに確固たる見解を得るために、本県における古くから瓦生産地として知られる若草町地内で、四代に渡り瓦生産に携わつてきた（株）依田瓦店経営の依田武文氏（六二歳）に、若草町地内の瓦生産について次のような話を伺うことができた。「先代の時期も私の時もそうだったが、模様瓦は注文のあつた時にのみ作つていていたように記憶している。しかし、基本的に模様瓦は、瓦の木枠が鉄枠にかわった時から無模様の瓦となつたと記憶している。その時期は、昭和の初めだったようだ。また県内全般においても、この傾向であつたと思う。模様をもつ瓦は、それ以前の時期に造られたものと考えられるのではないか」ということであつた。これらから瓦は、墨書の書かれた時期に近い時期が想定でき、墨書の信頼性が一層高くなつたといえよう。なお、前述したが正面について調査したところ、現在でも墨書に記された東山梨郡三富村徳和に住む柳沢正弘氏（九二歳）の祖々父であることが確認された。そしてさらに正弘氏から「祖々父が乾徳神社の神官であり、大工であつた」ことを父から聞いていることを合わせて確認することができた。ここで堂宇の造り手までも、特定することができたのである。すなはち明治二十六年以前には荒れ果てていた堂宇であったのか、かつて堂宇の存在していたことが言い伝

えられていたのか定かにはできないが、いずれにしても同年に土屋梁之進が再建人となり、大工柳沢正康によつて再建工事の行われたことを確認することのできる墨書といえるのである。

なお、柳沢正弘氏によると、この三富村徳和地区にもかつて月待信仰が在り、行事が行われていたという。

小屋敷の二十三夜堂にもどるが、墨書以外で造られた年代を考えてみた。まず屋根瓦であるが軒先瓦が丸瓦と軒平瓦とが一体となり、それぞれの部位に巴文と唐草文との文様をもつ形態をとることから、ある程度時期を限定することができよう。個人的な経験からすれば、昭和二十二年生まれの私の実家の屋根瓦は、軒先瓦には文様が全くみられない形態のもが使われており、これからすれば少なくとも昭和二十二年以前に造られた瓦と考えられるものである。

瓦の年代についてさらに確固たる見解を得るために、本県における古くから瓦生産地として知られる若草町地内で、四代に渡り瓦生産に携わつてきた（株）依田瓦店経営の依田武文氏（六二歳）に、若草町地内の瓦生産について次のような話を伺うことができた。「先代の時期も私の時もそうだったが、模様瓦は注文のあつた時にのみ作つていていたように記憶している。しかし、基本的に模様瓦は、瓦の木枠が鉄枠にかわった時から無模様の瓦となつたと記憶している。その時期は、昭和の初めだったようだ。また県内全般においても、この傾向であつたと思う。模様をもつ瓦は、それ以前の時期に造られたものと考えられるのではないか」ということであつた。これらから瓦は、墨書の書かれた時期に近い時期が想定でき、墨書の信頼性が一層高くなつたといえよう。なお、前述したが正面について調査したところ、現在でも墨書に記された東山梨郡三富村徳和に住む柳沢正弘氏（九二歳）の祖々父であることが確認された。そしてさらに正弘氏から「祖々父が乾徳神社の神官であり、大工であつた」ことを父から聞いていることを合わせて確認することができた。ここで堂宇の造り手までも、特定することができたのである。すなはち明治二十六年以前には荒れ果てていた堂宇であったのか、かつて堂宇の存在していたことが言い伝える。

本尊を安置した棚の両脇の壁は、竹を使つて「井」形に編んだ下地をもつた土壁である。このような下地の土壁は、やはり特別なものを除き昭和三十年代ころ以降はほとんどみられなくなつたように記憶しており、塗り

側に庇様のものが合わせて描かれている建物であることから、入母屋造の建物とみてよいであろう。しかし、絵図の中に寿誓院の本堂の描かれていないこと気が掛かりとなるところである。あるいは本堂の中に合わせて二十三夜堂が置かれていたことも、また考えなければならぬであります。

(四) 府中北天院の勢至堂

甲府市美咲一丁目一番三三号あたりに存在した寺であるが、具体的な場所は不明である。絵図には東西に棟をもつ、高い屋根をとっていることから入母屋造りの建物が考えられる。しかし、寿誓院同様に本堂と思われる堂宇があたらず、本堂の中に合わせて勢至堂が置かれていたことも考えられる必要がある。

以上、絵図から四軒の堂宇について検討してきたが、入母屋造り三軒（八角造りを含める）、切妻造り一軒ということになった。その中で、甲府市内に存在した堂宇は寺院に付属したもの、ないし本堂の建物の確認できない寺院については本堂の中に合わせて設けられていたとも考えられるものであり、このいずれとしても寺院が運営の主体となっていたものといえるのである。このため、規模も比較的大きなもののように思われる。これに比べ上野原町沓掛付近の堂宇は、周辺に全く寺院を推定できる建物はみられず、単独で存在する様相をみせている。このことは、先の寺院に付属するものと違い、おそらく近所の講の人々が主体となつて建立したものとみられるのである。このためか否か判然としないが、規模も小さなもののようと思われるのである。

本二十三夜堂には、後ほど述べるように恵林寺再建時の供養堂の言い伝えもあるが、現実的には恵林寺、放光寺の境内に造られたものでないことは明白であろう。このように寺院の境内に造られたものではなく、規模的にも周辺にみられる地蔵堂などとほぼ同じような大きさといえる。この規模は、それほど大きなものではなく、個人、組を含めたごく近在の集落における信仰の拠点として建立されたものと考えられるのである。恐らく上野原町沓掛付近にみられる堂宇と、同様な性格をもつものであろう。また、

先に述べたように常に二十三夜堂の中に勢至菩薩が安置され、かつ常にお参りできる形態をも取っており、あるいは一般的信仰の対象となつていて可能性が強かつたものと考えられるのである。地域における月待信仰の一つの在り方を示唆しているようである。

七 二十三夜堂の建立時期

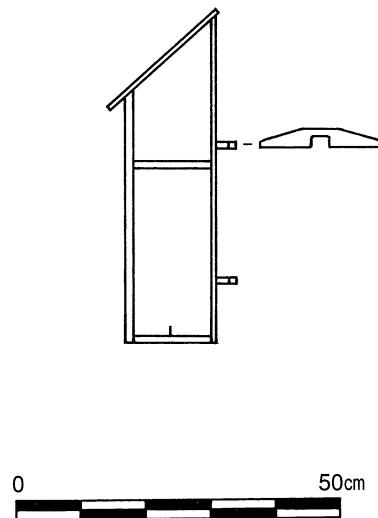
二十三夜堂の建立時期についての言い伝えが、地元の小屋敷地区にある。それは、前述したが天正十年四月三日に織田信長によって恵林寺が焼き打ちされ焼失した後の、同年七月二十五日に入国した徳川家康が焼け跡を訪れ、恵林寺の再興を計ったことはまぎれもない事実である。そしてこの時に「この地にも小さいお堂を建てて供養したのが、本堂の始まり」とするものである。また、堂宇の所有者である土屋宝秀氏（六四歳）によると、「土屋家は代々武田家に仕えていた土屋右衛門尉の後裔で、織田信長が恵林寺を焼き打ちした後にここに戦死者の武具などを埋めて供養した」と、祖父から同様な言い伝えを聞いているほか、同家の家系図の慶長（寛文期）の文中に「建立廿三夜堂於宅ノ鬼門埋先祖遺品」ともある。内容には多少の表現の違いがみられるものの、その底流には戦死者の供養という共通点がみられるものである。これらからすると、戦死者の供養堂からいつの時期に月待信仰としての二十三夜堂となつたのかは別として、最初の堂宇の建てられた年代をこのころまで逆上らせるることは十分に考えられるところであろう。

現在みられる二十三夜堂の建てられた時期については、二十三夜堂の棟木の腹に、棟木の幅に一行で次のような内容の墨書きが確認できる」とから、より限定した時期を具体的に知ることができる。

「明治廿六年再建人土屋梁之進 之立」

ここに墨書きされている「土屋梁之進」は、先程の土屋宝秀氏の祖々父にあたる人物であり、この限りでは明治二十六年に再建された堂宇ということがある。しかし、後述の下田けさのさんは「いつ頃だつたかはつきりしないが、私の兄が麦藁屋根だつたものを瓦屋根に変え、また壁を塗り替え

すために取り付ける棒を差し込む仕掛けであることから、堂内に吊して、あるいは二十三夜堂の軒先あたりに立てて使用したものであろう。また、底板の中央に釘が外側から内側へ打ち付けられ、蠟燭が立てられるようになっている。



第3図 提灯

さらに提灯の背板の裏に次のような墨書きみられた。一つは「松里村藤木 寄附人」である。

六 江戸時代の堂宇との比較
江戸時代の甲州街道を描いた絵図(児玉幸多監修『甲州道中分間延絵図』)に、二十三夜堂や勢至堂などの堂宇が描かれているが、これらからは堂宇の大きさまで確認することはできない。しかし、絵図が主要建物などについてある程度の精度をもつて描かれていることを前提とすれば、堂宇の構造等について多少でも検討できる余地があるものと思われる。また、合わせて本二十三夜堂との比較検討を試みてみたい。

(一) 上野原宿付近の二十三夜堂

北都留郡上野原町沓掛の東方にあつたもので、現在の上野原町にあつたものである。この堂宇は屋根が比較的高い形態をとるものであろうか。そして先端が収束するような状況をもみせる三角形状の屋根である。これらは入母屋造というよりは、方形造(八角造・宝形造)と考えられないこともない。大きさは、周囲にみられる人家に比べてもそれほど大きくなり、むしろ小さめな堂宇を想定させられる。およそ一間ないし一間半ほどの大きさを考えてみたい。なお、現在は堂宇の建つてないと考えられる所には堂宇はみられず、二十三夜塔が立っているのみである。

(二) 府中金手町尊体寺の勢至堂

甲府市城東三丁目三番二号にある功德山尊体寺の境内に所在していたが、現在はみられない。この勢至堂は、尊体寺本堂として描かれている屋根の高い入母屋造とは違い、平屋のような形態を取っている。これらからすれば切妻造ないし寄棟造の建物といえるものではないだろうか。さらにこの堂宇は、東西に細長い形態をみせるもので、規模的には一間×二間ほどの大きさを想定できるものである。

(三) 府中工町寿誓院の二十三夜堂

と思われる釣金具がみられる。この釣金具は、既製品ではなく釘を隅木の腹に打ち込み「U」の字形に曲げたものである。

とある。

ここにみられる「小林定吉」は、後述する二十三夜堂の建物とそれに行事形態などについて聞き取り調査をお願いした下田けさの(七九歳)さんである。これらは、提灯の寄付を示すものである。寄付を確認できるものはこれ以外見られないが、これからも堂宇の性格の一端を窺い知ることができる。すなわち堂宇は個人の所有ではあるが、その行事の性格は、地域の人達において広く信仰されていたことをも示しているものと言えるのである。

なお、正面左右に突き出る隅木の腹には、幕を取り付けたのではない



本尊勢至菩薩

寄せ木造りである。しかし、現在では両腕部分が欠損している状況である。

この本尊は立像に近い形態であるが、厳密には中腰で椅子にかけた像容といえるものである。頭部は宝髻である。頭に化瓶は認められないが、額に一条の銅環が取り付けられている。またさらに、額には白毫がみられる。

左肩から右腰にかけて条帛の天衣をまとい、下半身には裳をつける。光背は、火炎を彫りその上を金箔で塗った古船形光背である。本尊の立つ台座は六角形で、上部から蓮華部、彫刻を施した欄干の回る敷茄子、彫刻を施したにつめる受座、角々に飾り文様をもつ框の四檀のものである。大きさは、高さ一二センチメートル、幅一五センチメートルほどで、下二檀は金箔を塗つたものである。

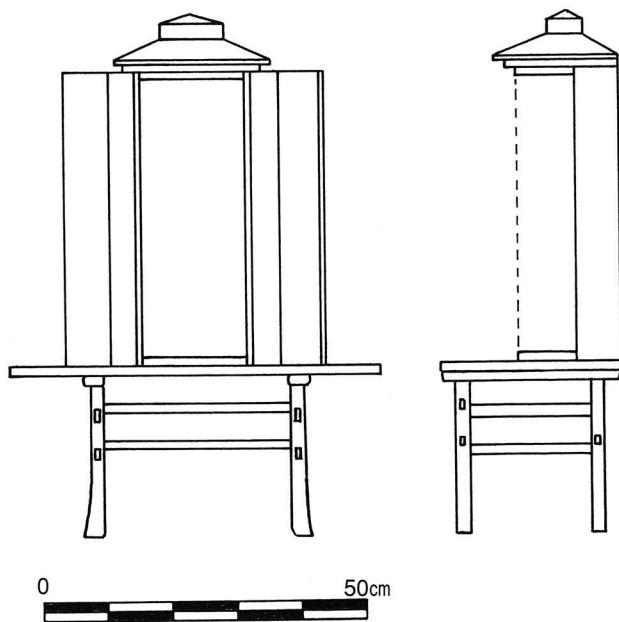
厨子（第二図）は長方形の二段式の屋根をもつ、高さ四五センチメートル、幅一八センチメートル、奥行き一八センチメートルほどの白木の厨子である。厨子の扉は、両脇の中程で蝶番を使い屏風のように開くようになつてある二枚組みの開き戸である。そしてこの厨子が幅五七センチメートル、奥行き二七・五センチメートル、高さ一六・五センチメートルほどの

経机（第二図）に載つて安置されている。この経机は白木造りと考えているが、黒色部分もみられ黒漆が塗つてある可能性もある。

五 提灯（第三図）

本尊を安置した棚の天井板と屋根との空間に、祭礼で使つたという提灯が二灯分載せられていた。この提灯は現在使われておらず、骨組みのみが残つてている。一センチメートル四方ほどの板材を、幅二五・五センチメートル、奥行き一四センチメートルほどの底板と、幅二五・五センチメートル、高さ四〇・五センチメートルの背板、そして斜めに架せられた屋根板とに取り付けたものである。すなわち側面の形態は、底が水平、上部の屋根が斜めに架けられ、台形を呈する。この板材を除いた正面と、両側面とに和紙を貼つて使つたものである。

提灯の背には、中央に一×一・八センチメートルほどの孔を穿いた横板が一枚取り付けられている。この横板は、提灯を立てるため、あるいは吊



第2図 厨子及び経机

堂宇構造などからすれば当然理解できるものといえる。すなわち個人、組単位の講衆を対象としたものではなく、さらに広範な集落の講衆を意識して建てられたのではないだろうか。

(二) 建物の構造（第一図）

二十三夜堂は、一列に並べた礎石に土台を組み、立ち上げられた平屋の建物である。造りは、正面が寄棟造り、背面が切妻造りといったやや変則な造りである。規模も同様に、間口が一間であるのに対し、奥行きは一間五尺とやや変則的状況をみせる。これは本尊を安置する棚の大きさ（奥行き）に左右されたものと考えられる。天井板が張られておらず、屋根の下地の棟木、垂木、隅木などが露出する造りである。北側と南側の一間壁の間には、それぞれ筋交いが入れられ、壁の内側に露出しているのが確認できる。

床は、参拝の間である一間四方にのみみられ、框より五センチメートルほど低く、土台より一五センチメートルほど上に造られている。長さ一間（一・八メートル）、幅五寸（一五センチメートル）、厚さ一寸（三センチメートル）ほどの板材一二枚を隙間なく簀の子状に造ったもので、これと框部分との取り付けは不明であるが、本尊を安置した棚を取り付けた柱との間では鎌を打ち付けて止めてある。

壁は、本尊を安置した棚の左右の内側に、薄い幅三寸（一〇センチメートル）ほどの芯材と竹とを組み合わせ、「井」形に編んで土壁を塗った状況がそのまま残っている。このことから、他の壁も同様な方法で作られているものと考えられる。ただし、棚の内側を除いては、その上に化粧塗りが行われている。化粧塗りには二種類みられ、本尊を安置した棚の背後の壁と、堂の外側の後壁上部にみられる三角形部分が漆喰による白壁、その他はセメントの灰色壁である。

屋根は、垂木に幅一尺（三〇センチメートル）ほどの板材を張つて下地とし、丸瓦と軒先瓦とが一体となつた粘土瓦を棟瓦葺きしている。なお、北側の屋根の切妻側では、鬼瓦から軒先にいたる間を下り棟様に本瓦葺きしている。しかし、反対側の南側の屋根では鬼瓦から一枚目に限つて本瓦

葺きが認められるのみである。この軒先瓦は、巴文と唐草文との文様が合せみられるものである。この中で、正面の向かって左側から一枚目の瓦は、これらの文様のない造りである。丸瓦部分がこんもりと盛り上がり平瓦部分が平らな形態の瓦で、ごく最近造られたと考えられる瓦が補修瓦として使われている。

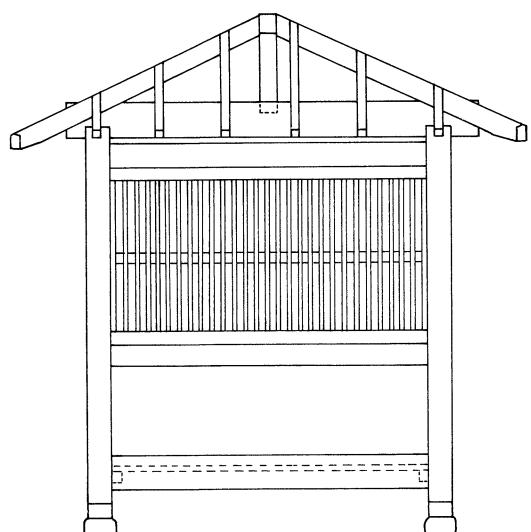
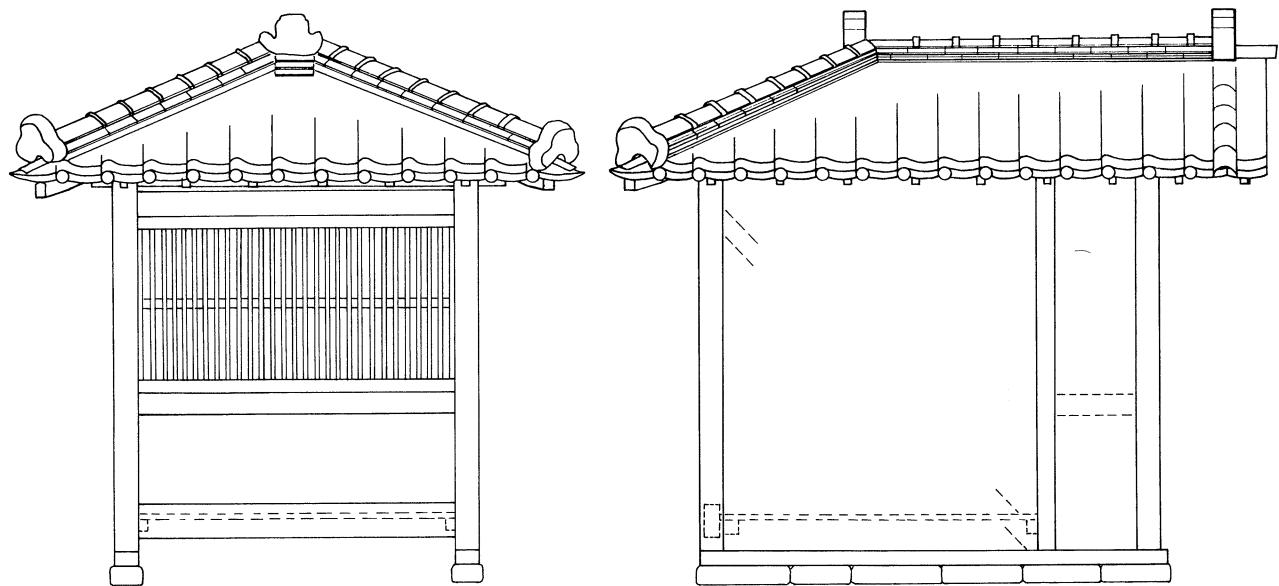
補修瓦を除いた瓦全般についてみると、鬼瓦などはそれぞれが違う模様を取るものであり、また軒先瓦の唐草文の中にみられる中心飾りの形態についても細かくみると三種類みられるものであり、再建時、改築時に新たに造られたものではなく、再利用の瓦と考えられるものである。

本尊を安置した棚は、一間四方の広さの参拝の間の奥に造られている。床から五三センチメートル、及び一五三センチメートルほど上方の位置に横木を渡し、その間に造り付けの棚を設けているものである。大きさは、間口一間、奥行き二尺（五五センチメートル）、高さ三尺（九〇センチメートル）ほどの規模である。棚の正面には、嵌め込み式の格子戸が取り付けられている。棚の床は、長さ一間で、幅五寸（一五センチメートル）と一尺（三〇センチメートル）ほどの板材を一枚敷き、回りに縁板を回している。天井は、幅一〇寸（三〇センチメートル）、長さ一尺八寸（五五センチメートル）ほどの化粧板を横に七枚葺いて造られている。なお、棚の床から下は参拝の間の床板も延びていない吹き抜けとなり地面に至り、また、天井から上も先ほど述べたような空間となり屋根の下地がみえるようになっている。なお、堂宇については歪を補正しなかつたところがある。

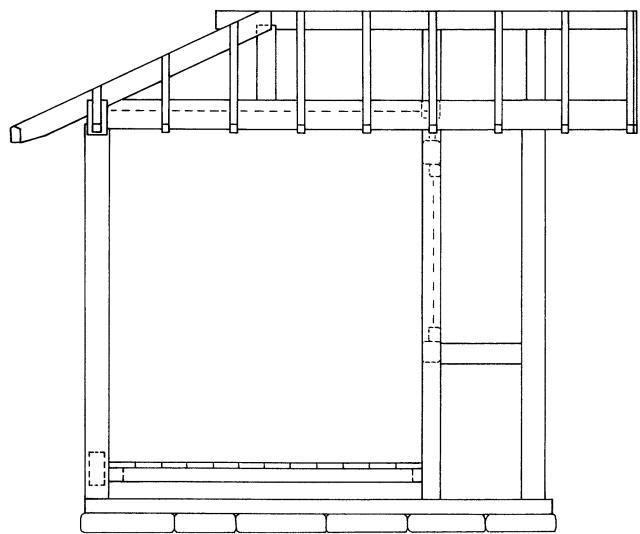
四 本尊（写真および第二図）

二十三夜堂にみられる棚の中には、厨子とその中に安置された本尊、それに厨子を乗せた経机とがみられる。以下、これらの概要について記すが、この厨子と本尊等とについては棚の中にあるため厳密な計測ができないかった。このため、概要の中で使われている数値については、あくまでも概数といえるものである。

安置された本尊（写真参照）は、全長一五センチメートルほどの白木の

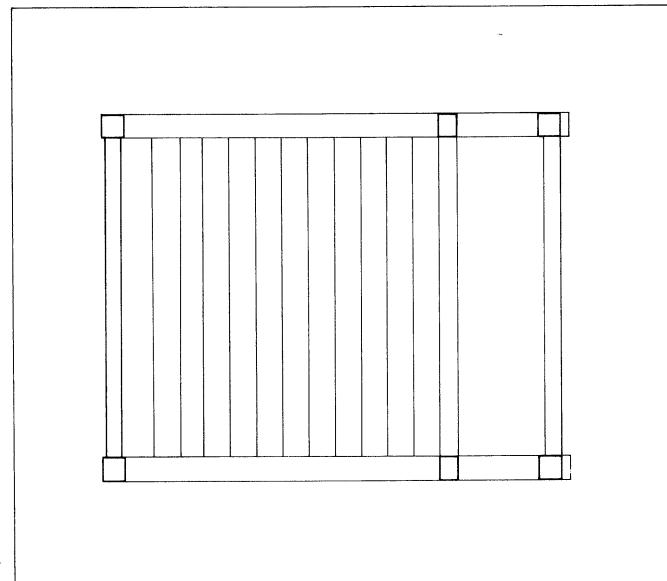


正面



側面

0 1m



平面

第1図 小屋敷 二十三堂構造図

一六二七番地との間に挟まれた三角形の土地に建てられている。県道小屋敷・万力線を塩山駅から牧丘町方向に進行すると、やがて国道一四〇号線と交差する。そしてこの交差点（放光寺前）から東側に向かう市道の坂道を約七〇メートルほど上がった付近で、さらにこの市道から北に向かう道路が延びていて、ちょうど三差路を形成しているが、二十三夜堂は、この三差路の道路南脇に建つてられているものである。なお、本堂宇と南側にある惠林寺及び北側にある放光寺から位置関係は、いずれからもほぼ三〇〇メートルの所にあり、ちょうど両者の中間地点に位置していることになる。

放光寺は真言宗智山派（明治二十七年までは、真言宗醍醐寺報恩院末寺）の古刹で、甲斐源氏の一族である安田義定により寿永三年（一一八四）に創建された。一方の惠林寺は、臨済宗妙心寺派の古刹で、元徳二年（一二三〇）に牧庄領主二階堂出羽守貞藤によつて創建された。その後の天正一〇年（一五八二）、織田信長によつて焼き打ちされ焼失したが、同年に徳川家康によつて再建された。また、一六世紀前半代から一七世紀末まで操業された黒川金山衆の根拠地が塩山市下於曽、熊野にあるなど、周辺に中世以降の色々みられる地域といえるのである（三）。しかし、北巨摩郡下あるいは上野原町をはじめとする郡内地域にみられるような板碑はもちろんのこと、中世の月待板碑の存在を全く知ることのできない地域であり、さらに月待信仰の存在を示す他の中世の石造物等をも全く確認できない地域である。

この地は、次の江戸時代には万力筋に属し、道路としては甲州裏街道となる秩父街道沿いにある。秩父街道沿いと言つても、秩父街道は幾筋かのルートが考えられており、このうちの山梨市小原西一七日市場—石島—三日市場—藤木—下柚木—下萩原を通つて埼玉県に抜ける秩父街道の東道沿いにある。さらに本ルートは、三日市場を過ぎるあたりで二つのルートに別れ、藤木あたりで再び合流する。放光寺も惠林寺も、それに二十三夜堂もちようどこの二つのルートに囲まれた地域に存在する。そして二つのルートのうち、どちらかといえれば放光寺側を経るルート沿いにみられる。

放光寺山門前から放光寺に向かうながらかに上る坂道を「神願坂」と呼び、かつてこの坂の途中に茶店があつて賑わつたと伝えられている。また、二十三夜堂の前から北側へ伸びた道路沿いの一〇〇メートルほど行つたところに、昭和四〇年ころまで稼働していた「西藤木の水車小屋」が見られる。この水車は、江戸時代末期に建てられたとの伝承があり、三間四面の大きさで東側が寄棟造り、西側が切妻造りと、本稿で取り上げる小屋敷の二十三夜堂と規模は違うものの同じ造りである。そして地域の共同水車として「水車日割帳」により使用され、その管理も共同管理であり、また、その関係者によつてお日待も行われていたという。なお、月待信仰に関する石造物については、この時期の江戸時代以降になつて初めて確認される地域である。しかし、造られたその数はけつして多いという状況を見るものではない。

三 二十三夜堂の性格と構造

（一）性格

二十三夜堂は、先ほど述べたように放光寺山門前の坂を上りきつた三差路の脇にある。広さにしておよそ三〇坪（一〇〇平方メートル）ほどで、三角形を呈するやや西傾斜の土地の北西寄りに建てられている。そして二十三夜堂の建つてゐる周囲は、西側を除き葡萄、柿などの果樹園となるなど、閑静な地域となつてゐる。

二十三夜堂は、傾斜面に建てられた関係もあるのかもしれないが、正面が東側にみられる東西に棟をもつ平屋の建物である。この堂宇は、近くに古くより屋敷を構えている土屋家（土屋宝秀氏）の所有物であり、土屋家の再建によるものであることは後述のとおりである。これからすれば個人的な信仰のためといつてもあつたであろうが、土屋家がこの地域の月待信仰の先達として、地域の人達の信仰のよりどころとなるよう建立したのであろう。それは堂宇の正面が東側の多くの家屋を有する集落側にあり、また人通りの多いであるう辻に面しており、また堂宇が自由にお参りできる入口構造であり、しかも勢至菩薩が常に安置されていたことなど、立地、

山梨県における月待信仰について

— 塩山市小屋敷の二十三夜堂を中心に —

坂 本 美 夫

- | | |
|----------------|---------------|
| 一 はじめに | 六 江戸時代の堂宇との比較 |
| 二 堂宇の所在地と歴史的背景 | 七 二十三夜堂の建立時期 |
| 三 二十三夜堂の性格と構造 | 八 周辺の月待塔との関連 |
| 四 本尊 | 九 二十三夜堂での行事形態 |
| 五 提灯 | 十 おわりに |

一 はじめに
月待信仰は、「特定の月齢の夜に人々が寄り合い飲食などをともにしながら月の出をまつ行事」(一)で、その目的が農業生産に根ざした一種の現世利益を求めるものである。このような月待信仰の山梨県における状況について、かつて石造物を中心にその分布状況について検討を行ってきた経過がある。月待信仰にかかる石造物は、中世から近・現代にかけて確認できたが、そのうち中世の時期のものについては、月待板碑が北巨摩郡地域を中心に、中巨摩郡地域の一部に造立が認められた。また、江戸時代以降の近世月待塔三七三基については、北巨摩郡下を中心にその周辺の中巨摩郡地域、それに上野原町、大月市、都留市を中心にその周辺地域に実に九〇パーセントの分布状況がとらえられ、二大分布圏の存在が浮き彫りとなつた。そしてこれら以外の地域は、極めてに集中する傾向をとらえられる地域もみられるものの、相対的には希薄ないし皆無の状況にあることも合わせて確認された。しかし、文献から検討した結果では、石造物の分布の確認できぬ地域においても、寺院の祭礼として月待行事が行われていたり、月待行事を行つた二十三夜堂の存在、あるいは月待信仰の本尊であ

る勢至菩薩が寺院の本尊となつていることなどから、そこに月待信仰の行なわれていたこと、あるいは行われていたであろうことを推定できるのであり、さらに県内より広い地域において月待信仰の行われていた様子を明らかにできた(二)。

このように月待信仰の県内における広がりについては、先ほどのようにある程度の把握が可能なまでになつてきている。だが、絵図などに記されているような二十三夜堂など、月待信仰の拠点となつたであろう堂宇について、これまで県内に残存を確認できた例は稀といはうよりは皆無に近いと言わざるを得ない状況にある。このような中で堂宇がどのような実態をもつものであるか、その構造、行事形態などの記録を残しておくことも今日における重要な課題の一つといえるものである。今回取り上げた例は近く改築されることであることであり、恐らく県内に現存する唯一に近いものと考えられるものである。

二 堂宇の所在地と歴史的背景

小屋敷の二十三夜堂は、甲府盆地北東部の塩山市小屋敷一六二三番地と